

# 国内における遺伝子組換え作物の栽培規制等の状況

資料 2

都道府県等	制定時期	規制の形態		名 称	対象範囲(開放系栽培)				対 応 内 容 等				
		条 例	指針等		商業栽培	研究	食用	非食用	許認可	計画提出	自粛要請	情報収集	罰則等
北海道	H17. 3	○		北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例	●	●	●	●	○			○	○
岩手県	H16. 9		○	遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン	●	●	●	×			○	○	
宮城県	H22. 3		○	遺伝子組換え作物の栽培に関する指針	●	●	●	●		○		○	
新潟県	H18. 3	○		新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例	●	●	●	●	○			○	○
茨城県	H16. 3		○	遺伝子組換え農作物の栽培に係る方針	●	●	●	●				○	
東京都	H18. 5		○	都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針	●	●	●	●		○		○	
神奈川県	H22. 3	○		神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例	●	●	●	●	○ (届出)			○	○
滋賀県	H16. 8		○	遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針	●	×	●	×		○	○	○	
京都府	H17. 12 (H19. 1)	○		京都府食の安心・安全推進条例 (遺伝子組換え作物の交雑混入防止措置等に関する指針)	●	●	●	×		○		○	○
兵庫県	H18. 3		○	遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン	●	×	●	●		○	○	○	
徳島県	H18. 5		○	遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン	●	●	●	×		○		○	
高島町 (山形県)	H20.9	○		たかはた食と農のまちづくり条例	●	●	●	●	○			○	
つくば市 (茨城県)	H18. 9		○	遺伝子組換え作物の栽培に関する対応方針	●	●	●	●		○		○	
今治市 (愛媛県)	H18. 9	○		今治市食と農のまちづくり条例	●	●	●	●	○			○	○

(2014. 9. 10)

都道府県等	制定時期	規制の形態		交 雑 防 止 基 準 (隔離距離等)					第三者委員会等の設置状況	
		条 例	指針等	イネ m	ダイズ m	トウモロコシ m	ナタネ m	テンサイ m		GM部会
北海道	H17. 3	○		300	20	1,200	1,200	2,000	北海道食の安全・安心委員会	○
岩手県	H16. 9		○	(国の実験指針に準じ隔離するよう要請)					—	—
				30	10	600	600	—		
宮城県	H22. 3		○	30	10	600	600	—	宮城県遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会	—
新潟県	H18. 3	○		57	20	1,200	1,200	(その他) 1,200	にいがた食の安全・安心審議会	○
茨城県	H16. 3		○	—	—	—	—	—	—	—
東京都	H18. 5		○	300	20	1,200	1,200	(その他) 1,200	東京都遺伝子組換え作物の栽培に係る評価委員会	—
神奈川県	H22. 3	○		30	10	600	600	—	(届出の審査にあたっては学識経験者から意見聴取)	—
滋賀県	H16. 8		○	(国の実験指針に準じ隔離するよう要請)					遺伝子組換え作物栽培指導指針検討委員会	—
				30	10	600	600	—		
京都府	H17. 12 (H19. 1)	○		60	20	1,200	1,200	—	京都府食の安心・安全審議会	—
兵庫県	H18. 3		○	(国の実験指針に準じ隔離するよう要請)					—	—
				30	10	600	600	—		
徳島県	H18. 5		○	30	10	600	600	—	—	—
高畠町 (山形県)	H20.9	○		—	—	—	—	—	食と農のまちづくり委員会	—
つくば市 (茨城県)	H18. 9		○	30	10	600	600	—	つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会	—
今治市 (愛媛県)	H18. 9	○		—	—	—	—	—	今治市食と農のまちづくり委員会	—